

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	国民健康保険料の減免	
処 分 の 概 要	申請に基づき国民健康保険料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
条 項	第77条	
所 管 課	健康保険課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1カ月	
標 準 処 理 期 間	計	1カ月
審査基準	<p>松山市国民健康保険条例第24条の規定及び同条例施行規則の規定、松山市国民健康保険料減免取扱要綱に基づき審査をする。</p> <p>【根拠法令等】 国民健康保険法</p> <p>(保険料の減免等) 第七十七条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>○松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号)</p> <p>(保険料の減免及び徴収猶予) 第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免し、又は3月(急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として1年)を超えない範囲内において保険料の徴収を猶予することができる。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準じると認められる者 (2) 疾病等により収入が著しく減少し、又は多額の医療費を要した者 (3) 失業等により収入が著しく減少した者 (4) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。) ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、法第6条第1号から第4号まで又は第7号の規定に該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認める者 2 前項の規定により保険料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事由を証明する書類を添えて納期限までに市長に申請書を提出しなければならない。ただし、納期限までに保険料の減免に係る申請書を提出できなかったことについてやむをえない理由があると市長が認めるときは、納期限後であっても、当該申請書を提出することができる。 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>【附則】(平成22年度以後の保険料の減免の特例) 13 当分の間、平成22年度以後の第24条第1項第4号の規定による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

○松山市国民健康保険条例施行規則(昭和39年規則第47号)

第25条 条例第24条第2項の申請書は、国民健康保険料減免申請書(第13号様式)とする。

2 市長は、条例第24条第2項の規定による減免申請があつた場合は、その内容を審査し、減免を適当と認めるときは国民健康保険料減免決定通知書(第14号様式)又は国民健康保険料減免決定通知書(旧被扶養者用)(第14号様式の2)により、減免を不適当と認めるときは国民健康保険料減免不承認決定通知書(第15号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、別に定める様式で通知することができる。

3 市長は、保険料の減免の決定をした後に当該減免の理由が消滅した場合又は当該減免をすることが不適当と認める場合は、当該減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

○松山市国民健康保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、国民健康保険料(以下「保険料」という。)を減免する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(災害等による保険料の減免)

第2条 条例第24条第1項第1号に規定する者のうち、主たる居住の用に供している家屋に損害を受けたものに係る保険料の減額率は、当該損害の程度に応じて別表第1に定めるとおりとする。

2 前項に規定する者に係る保険料の減免期間は、損害が発生した日の属する月から1年間とする。この場合において、条例第24条第2項の規定による申請は、年度ごとに行わなければならない。

3 市長は、第1項の損害が発生した日の属する月以後に係る保険料を既に収納している場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険料についても減免することができる。

(収入の減少による保険料の減免)

第3条 条例第24条第1項第2号及び第3号に規定する収入が著しく減少した場合は、前年中の総所得金額等が別表2に定める基準額以下であり、当該年の総所得金額等の見込額が前年の総所得金額等に比べて30パーセント以上減少したことにより生活に困窮しており、かつ、それにより保険料の納付が著しく困難であると市長が認める場合をいう。ただし、同項第3号の者にあつては、自己都合退職をした場合及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当した場合を除く。

2 市長は、前項に規定する者については、保険料のうち、所得割の額に係る部分に限って減額をするものとし、その減額する額は、所得割の額に、別表第3に定める減額率を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する者に係る保険料の減免期間は、申請のあった日の属する月から当該年度の3月までとする。ただし、長期入院中等の外出困難な事情があつたと認められるときは、事実の発生した日の属する月から当該年度の3月までとする。

(条例第24条第1項第4号に掲げる者に係る保険料の減免)

第3条の2 条例第24条第1項第4号に規定する者(以下「旧被扶養者」という。)に対して行う減免は、次のとおりとする。

(1) 旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、当分の間、これを免除する。

(2) 旧被扶養者に係る均等割額については、資格取得日の属する月以後2年間を経過する月までの間に限り、これを半額とする。ただし、条例第19条第1項第1号及び第2号の規定に該当する世帯を除く。

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割額については、資格取得日の属する月以後2年間を経過する月までの間に限り、これを半額とする。ただし、条例第19条第1項第1号及び第2号の規定に該当する世帯又は特定世帯(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定世帯をいう。)である場合は、減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減世帯 当該軽減前の額の3割

ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。) 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

エ 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割

(特別な理由による保険料の減免)

第4条 条例第24条第1項第5号に規定する市長が特別な理由があると認める者とは、別表第4の減免理由に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。

2 前項に規定する者に係る保険料の減免期間は、別表第4の減免期間に定める期間とする。

(申請書の修正)

第5条 市長は、規則第25条第1項の国民健康保険料減免申請書の提出があつた場合において、申請書に軽易な誤りがあるときは、職権でこれを修正することができる。

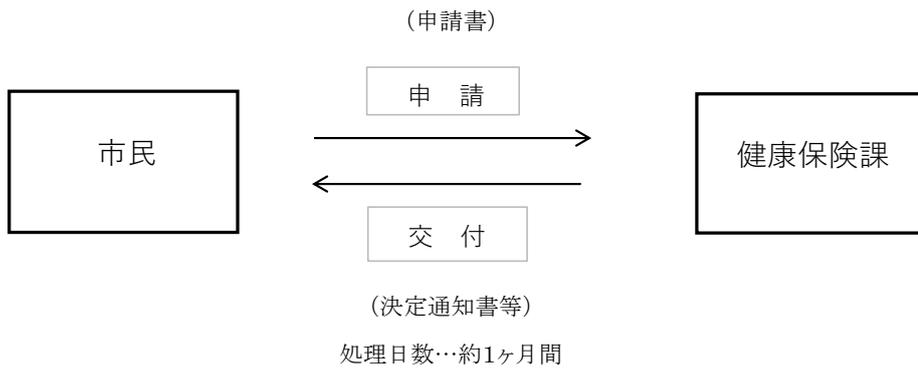
(減免額の算定)

第5条の2 減免額の算定において、10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。